

貨物自動車運送事業法施行規則の一部を改正する省令について

平成 18 年 7 月
国土交通省自動車交通局貨物課

1. 貨物軽自動車運送事業に係る現行の規定

貨物軽自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車(三輪以上の軽自動車又は二輪の自動車に限る。)を使用して貨物を運送する事業であり(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号。以下「法」という。)、これを経営しようとする者は、法第36条の規定により、営業所の名称及び位置等を国土交通大臣に届け出なければならない。なお、具体的な届出事項については貨物自動車運送事業法施行規則(平成2年運輸省令第21号。以下「規則」という。)第33条で定めている。

2. 改正の背景

- (1) 現行の規定は、小口化、多頻度化など輸送ニーズの高度化、多様化を背景に貨物軽自動車運送事業者が貨物自動車運送に果たす役割が高まり、貨物軽自動車運送事業に係る輸送の安全及び利用者利便の確保を確実に担保していくため、事業の開始に際して届出を要することとし、あらかじめ事業者について十分把握し、規制の実効を期することとしているものである。
- (2) 貨物軽自動車運送事業の役割の高まりに伴い、事業者の数も増加を続け、平成16年度の事業者数は約147,000者となっており、これ以外の貨物自動車運送事業者が約60,000者であることと比較しても、非常に多いものとなっている。また、貨物軽自動車運送事業は、自動車一台から開業することができるため、事業者の参入・退出は非常に多いものとなっており、平成16年度の新規参入事業者数は約19,000者、退出事業者数は約17,000者となっている。
- (3) 以上の理由から、貨物軽自動車運送事業の届出は件数が非常に多いため、事業者の利便増進の観点から、現在の届出事項について、個別にその必要性の見直しを行った結果、簡素化することができる事項があると判断し、国土交通省規制総点検において、届出事項を簡素化することとしたものである。

3. 改正の概要

規則第33条に規定する届出事項のうち、事業の用に供する施設の概要及び付近の状況を記載した書類について、添付を不要とする。

4. 今後のスケジュール(予定)

公布・施行 平成18年8月末